**特定処遇改善加算に係る取組**

**●賃金改善を行う賃金項目**

賃金規程の見直し、当手当の見直し

**●キャリアパス要件**

（イ）福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
（ロ）イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
（ハ）イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。

**●職場環境等要件について**

**▶入職促進に向けた取組**

・法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
・事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

**▶資質の向上やキャリアアップに向けた支援**

・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

**▶両立支援・多様な働き方の推進**

・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備
・有給休暇が取得しやすい環境の整備

**▶腰痛を含む心身の健康管理**

・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

**▶生産性向上のための業務改善の取組**

・5S活動（業務管理の手法の１つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備

・業務手順書や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

**やりがい・働きがいの構成**

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

・利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を学ぶ機会の提供

・支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の確保